松任コミュニティセンター使用料

施設名	時間帯	使用料	施設内写真
会議室	9~13時	410	
	13~17時	410	
	17~22時	730	
	終日	1, 550	
研修室	9~13時	1, 030	
	13~17時	1, 030	
	17~22時	1, 560	
	終日	3, 620	
和室	9~13時	820	
	13~17時	820	
	17~22時	1, 460	
	終日	3, 100	
集会室	9~13時	1, 040	
	13~17時	1, 040	
	17~22時	1, 570	
	終日	3, 650	
軽体育館	9~13時	1, 460	
	13~17時	1, 460	
	17~22時	2, 090	
	終日	5, 010	

施設名	時間帯	使用料	施設内写真
調理実習室	9~13時	410	
	13~17時	410	
	17~22時	730	
	終日	1, 550	

備考

- ・使用者が市内在住者(市内に事業所を有する法人を含む。以下同じ。)でない場合の使用料は、この表に規定する額の2倍に相当する額とします。
- ・使用者が営業の宣伝その他これに類する目的をもって無料で入場させる場合の使用料は、この表に規定する額の2倍に相当する額とします。
- ・上記のいずれにも該当する場合の使用料は、この表に規定する額の4倍に相当する 額とします。
- ・使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、使用者が市内 在住者であるか否かにかかわらず、この表に規定する額の4倍に相当する額としま す。
- ・冷暖房を使用する場合は、この表に規定による使用料3割に相当する額(当該額に 10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を別に徴収します。
- ・使用する団体および目的、内容によっては、使用料を減額または免除することができま。
- ※詳細は当コミュニティセンターにお問い合わせください。